

指 示

平成24年4月5日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月12日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

平成24年3月31日時点において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域の域内に生存している家畜及びその子孫（以下「対象家畜」という。）については、捕獲を進め、その所有者が対象家畜の処分に同意する場合、その所有者が特定できない場合、その所有者が正当な理由なく一定期間内に対象家畜の引渡しを受けない場合その他対象家畜を処分する必要がある場合は、苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分すること。

また、対象家畜については、貴県において避難指示区域内家畜対処方針を策定し、これに基づき、出荷（対象家畜から生産された畜産物を含む。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏外への移動及び繁殖の制限、外見上明白に区別可能なマーキング並びに分別飼養その他の管理を行うよう、対象家畜の所有者及び関係事業者に要請すること。

NGO Life Investigation Agency

申請済